

音更町学校整備基金条例

(設置)

第1条 学校施設整備及び教育環境を整備するための備品等購入の資金に充てるため、音更町学校整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、毎年度予算の定めるところにより積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金から生ずる収入)

第4条 基金から生ずる収入は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用等)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の資金の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。ただし、当該基金のうち、国から公立学校施設整備のため交付を受けた補助金等に係る財産処分において、基金に積み立てることを条件に国庫納付金を免除され、承認を受けたことにより積み立てた部分については、学校施設整備の財源にのみ充てるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。